

質 問 ・ 回 答 書

業務名：熱海市 糸川遊歩道ライトアップ等整備事業企画・設計業務

No.	質問内容	質問に対する回答
1	<p>本業務の成果品を基に熱海市が再度設計をし直すイメージでしょうか。</p> <p>また、工事は本件とは別に発注していくイメージでしょうか。</p>	<p>受託者が提出した成果品を基に、熱海市が受託者と連携を図りながら再度設計をしていきます。</p> <p>また、工事は年度ごと、且つ内容ごとに別発注していく予定です。</p>
2	<p>本業務の受託者は、工事の入札には参加できないと認識すべきでしょうか。</p>	<p>別発注となる工事は、制限付一般競争入札を予定しており、ここで設定する制限によっては入札に参加できない場合もあり得ますが、この制限に本業務の受託者に関する事項を設定することはありません。</p>
3	<p>本業務の受託者は、その後の工事に関わりますか。</p>	<p>正式には決定していませんが、令和4年度、5年度の各年度において監理業務等を依頼する可能性があります。</p>
4	<p>糸川の河川区域内に照明施設等を設ける場合、法律上の制約はどのようなものがありますか。(河川断面内、河川の上空への照明器具等の設置)</p>	<p>糸川は二級河川のため、河川法が適用されます。河川断面内への設置については、河積断面内や上空の場合でも設置方法について河川管理者（静岡県）と協議する必要があり、設置方法によっては許可にならないことも考えられます。</p>
5	<p>遊歩道内に並ぶ既設照明（高さ1m程度）について、撤去する提案としてもよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書 P3③■既存付属施設デザイン方針①記載のとおりです。</p> <p>照明ポールは撤去のうえ、車両が接触しても破損しにくいものを新設することを求めています。</p> <p>なお、仕様書の P2 から P4 までの①②③の「方針」は、企画・設計に必ず含めていただく事項（語尾が「すること」となっています。）であり、「配慮事項」は提案可能としている事項です。</p>

6	<p>仕様書には、「不要な施設を撤去し」とありますが、遊歩道添いの蛇籠花壇や遊歩道の舗装面も撤去改修する提案としてよろしいでしょうか。また、遊歩道に隣接する車道部の舗装についてもご提案可能でしょうか。</p>	<p>仕様書 P3③①に「不要な施設を撤去し」とありますので、提案者次第で提案可能です。</p> <p>蛇籠花壇については、■転落防止柵(石造)下の既存花壇デザイン方針のとおり、ブーゲンビリア以外の花壇を撤去することとしています。</p> <p>車道部の舗装については提案可能ですが、仕様では旧車両待避所以外、想定しておりませんでした。提案される場合は全体工事費を踏まえた中でお願いします。</p>
7	<p>景観について配慮するための条例等をお知らせ頂けますでしょうか。</p>	<p>熱海市景観条例、熱海市景観条例等施行規則、熱海市屋外広告物条例、熱海市屋外広告物条例施行規則があります。</p>
8	<p>シンボリックなモニュメントの設置が求められていますが、設置位置やサイズについて制約はございますか。(高さ制限、遊歩道としての有効幅員確保など)</p>	<p>設置位置やサイズの制約はありませんが、遊歩道の安全性や歩きやすい歩行空間の確保には配慮が必要です。</p> <p>なお、ドラゴン橋に設置する場合は、P4■ドラゴン橋配慮事項により、舞台より下は祭りの山車小屋設置に配慮が必要ですので、舞台への設置を検討してください。</p>
9	<p>仕様書には、足湯の整備も検討可能と有りますが、その場合温泉を引き込むための費用は、全体工事費に含めなければならないのでしょうか。また、近隣から温泉を引き込むルートをお示し頂けますでしょうか。</p>	<p>全体工事費に含めてください。</p> <p>温泉管のルートは、右岸側の遊歩道内に市営温泉本管が埋設されています。なお、引込みは新規となります。</p>
10	<p>転落防止柵(石造)の配慮事項に、河川を眺めやすい構造に変更するか検討することとありますが、撤去新設も可能なのでしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
11	<p>転落防止柵(石造)の配慮事項に、河川を眺めやすい構造に変更するか検討することとありますが、石造ではない鋼製の転落防止柵について、撤去新設は可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>

12	<p>複数の法人の連合体での参加はできないとの事ですが、その意図は契約対象が設計 JV ではなく主幹会社 1 社という意味ですか？</p>	<p>お考えのとおりです。 熱海市プロポーザル方式の手続に関する要綱ほかの規定により、1 社と契約することとなります。</p>
13	<p>デザイナーやアドバイザーを採用する際、雇用関係がないといけないのでしょうか。または、本プロジェクトの業務契約があれば事足りますか。</p>	<p>雇用関係が無くても構いません。お考えのとおり業務契約で足りります。</p>
14	<p>業務実施体制(様式 2)について、過去 10 年間に公共施設または公共空間の演出照明に係る業務を受託したものである事、とありますが、あくまで「公共施設」の実績であればよく、「演出照明」は「公共空間」にかかるといふことで宜しいでしょうか。</p>	<p>「演出照明」に係る業務実績の記載を求めています。その対象物を「公共施設」または「公共空間」と捉えてください。 補足説明として、業務実績は、審査の過程において、成果品完成までの実現性を計ることを目的として提出していただくものです。なお、評価(採点)への影響として、審査基準表の評価項目「全体コンセプト(共通項目)」が想定されますが、これは当項目の基準の中で実現性を挙げていることから、選定委員が評価(採点)する際に考慮する可能性もあるという意味です。実績の多さが直接配点につながる基準としていません。</p>
15	<p>【質問 14 関係】 記載する実績が確認できる書類を添付すること、との記載がございますが、入手困難な場合はその理由を記載し、案件名を記載しても宜しいでしょうか。</p>	<p>お考えのとおりで構いませんが、実施要領「企画提案の応募方法について」のとおり、書類に虚偽の記載を行った場合は、応募が無効となりますので正確なご記入をお願いします。</p>
16	<p>業務責任者等について、アドバイザー若しくは照明デザイナーと共同する際、業務責任者若しくは業務担当者に、アドバイザー若しくは照明デザイナーを充てることは可能との解釈で宜しいですか。 その際、様式 7-1 及び-2 の下欄の【新たな組合せ・新たな発想記入欄】に記入し、上欄の記載は空欄で良いでしょうか？また「アドバイザーについて」の用紙には当該アドバイザーは記載不要で良いですか。</p>	<p>可能です。 その際、様式 7-1 及び-2 の下欄の【新たな組合せ・新たな発想記入欄】に記入し、上欄の記載はその方の業務実績をご記入ください。 なお、お考えのとおり、アドバイザーが様式 7-1 または-2 と同一人物である場合は、その旨を様式 7-1 または-2 にご記入のうえ、様式 7-3 は提出不要です。</p>

17	<p>実施方針について(様式自由)とありますが、用紙サイズは、デザインパス等 A-3 横サイズとして宜しいですか。</p>	<p>デザインパス等の用紙サイズは自由です。</p>
18	<p>地上機器については本業務に含める必要がないとの記載がございますが、ライトアップ、植栽冠水設備、温泉等の設えの為に必要と思われる現況の設備容量・系統の概要をご教授ください。</p>	<p>別紙図を掲載します。</p>
19	<p>本遊歩道における既存図面(橋の構造図、遊歩道外構図、既存照明等の電気設備図など)は全て存在し、業務時に貸与して頂けると考えてよろしいですか。 若しくは、既存状況の調査が必要となりますか。</p>	<p>既存図面については、一部存在しないもの(橋の構造図(一般図)等)がありますが、存在している図面については業務時に貸与します。 既存状況の調査が必要な場合には、調査方法等について協議したいと考えています。</p>
20	<p>施工が「令和3年10月頃から…」と記載されていますが、本業務期間中に当該箇所の図面及び積算書等の成果品の提出が必要なのでしょうか。</p>	<p>お考えのとおりです。 令和3年10月頃からの施工については、1期工事として実施予定のため、業務時に施工箇所を決定し、その区画の業務を先に進めてほしいと考えています。</p>

※この質問・回答書は回答期限(6月17日)まで随時更新します。